

金沢市重要文化的景觀 保全・整備計画

金沢市

はじめに

金沢市では平成 21 年 7 月に『金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化 保存調査報告書』をとりまとめ公刊し、この報告書を添えて、重要文化的景観への選定申し出を行い、平成 22 年 2 月 22 日に、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」という名称で国の重要文化的景観に選定されたところです。

これを受けて、金沢城下町の重要文化的景観を十分に保全するための計画として、『金沢市重要文化的景観保全・整備計画』を策定することとなりました。それが、本計画書です。

したがって本計画書は、平成 21 年の保存調査報告書の内容をさらに一歩進めて、具体的な保全・整備を行っていくための考え方や手法についてまで掘り下げて議論しています。

金沢市ではこれまでその文化を尊重する長い歴史を有しており、近年においても『金沢市歴史的風致維持向上計画』（平成 20 年 11 月）や『金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン』（平成 21 年 3 月）などのとりまとめを通して、その統合的施策化を進めてきています。

ここで新たに金沢の文化的景観に絞った計画をまとめる狙いは、直接的には重要文化的景観に選定されたことでこのような保全・整備計画を立案することが求められていることにありますが、より根本的には、外観形状や形態意匠の現状変更を、どのように、またどこまでコントロールするかということの根拠をいかに立論するか、ということに関して明確な立場を確立することにあります。

より具体的には、平成 21 年の報告書でとりまとめられたように、金沢の都市生活が織りなす景観の特徴としてあげられる、①城下町の計画理念が現在の都市景観にも影響を及ぼしている点、②近世以来の工芸技術が市民の生活や生業に影響を与えている点、③近世にはぐくまれた生活様式が現在も色濃く残っている点の 3 つをいかに現代的な計画技術の用語として翻訳し、今日の計画のなかに活かしていくかという困難な作業を意味します。

こうした日本でも類例のない計画として、本計画書はまとめられました。手探りの作業ではありますが、ここでまとめられた計画をもとに、地元の方々をはじめとする数多くの関係者の協力を得て、金沢の文化的景観がさらに洗練され、魅力的になり、このまちの城下町としての伝統と文化が次代に引き継がれていくことを祈念いたします。

2012 年 3 月末日

金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会 委員長
東京大学副学長・教授
西村幸夫

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の概要

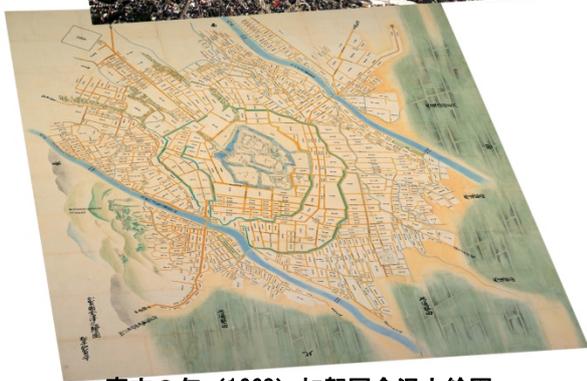


重要文化的景観選定区域（注：上が南方向）

金沢は、特徴的な自然地形をもとに、近世城下町として計画的に形成された都市構造が基盤となり、現在の都市景観の大枠を形作っている。また、城下町が醸成した伝統と文化に基づく生活・生業が独特の界隈を生み出している。



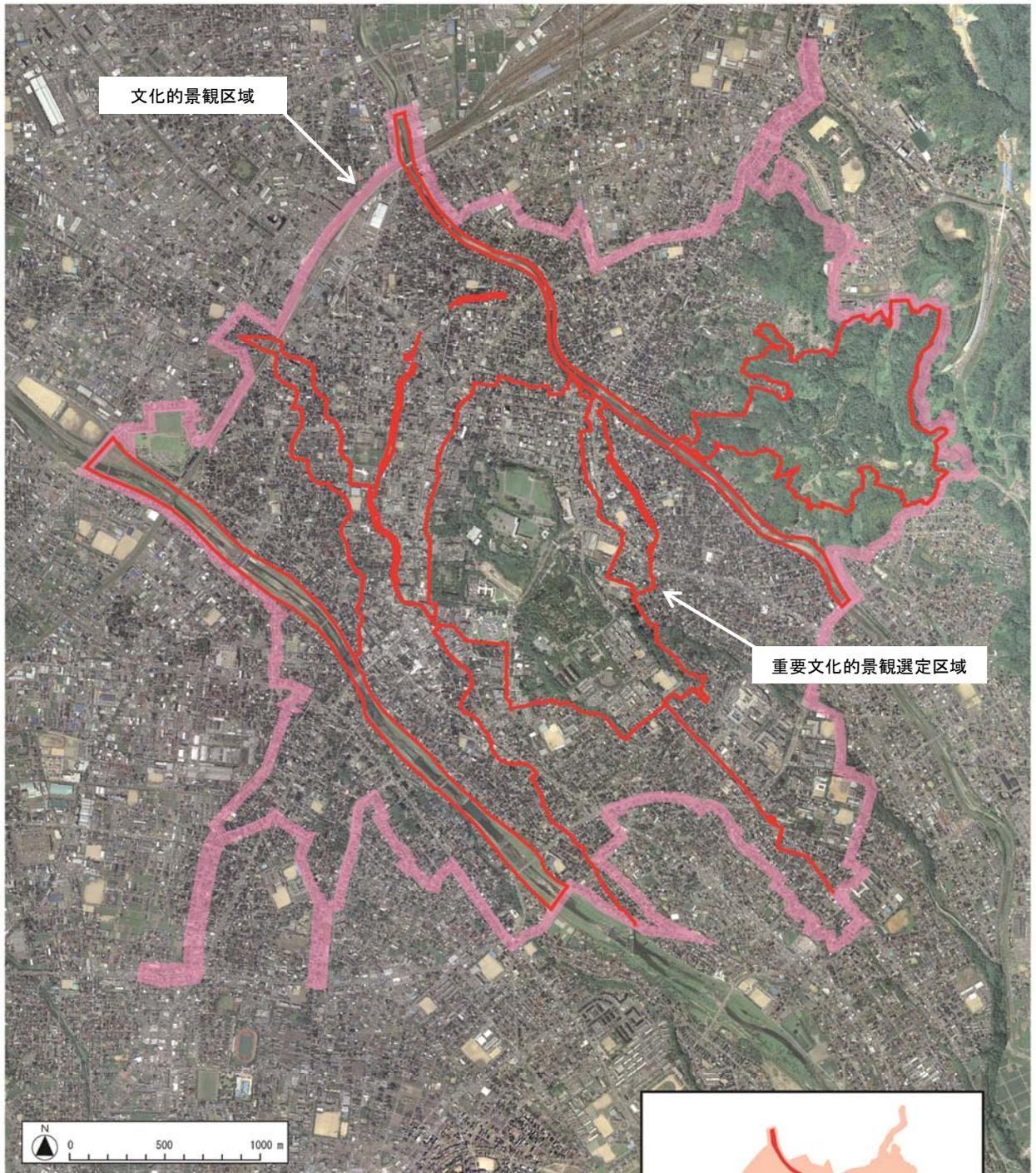
上空から見た金沢市街地の都市構造



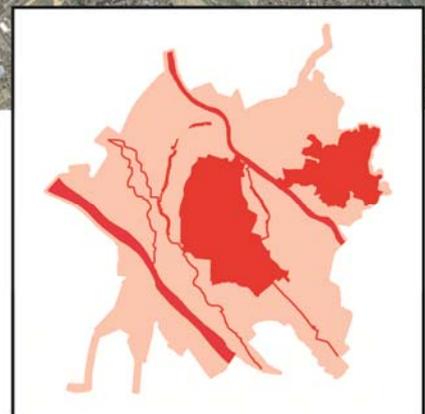
寛文8年(1668)加賀国金沢之絵図
(金沢市近世史料館蔵)



金沢江戸道中絵巻(金沢付近)
(石川県立歴史博物館蔵)



-  : 文化的景観区域
※金沢市景観計画に位置付け
-  : 重要文化的景観選定区域
(面積 292ヘクタール)



文化的景観区域と重要文化的景観選定区域

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の概要

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」には、藩政期に由来する都市構造や伝統文化などが色濃く反映されている。

金沢のはじまり | 現在の金沢の市街地は、金沢御堂の門前に形成された寺内町を始まりとし、その後に形成された近世城下町を基盤としている。

城下町金沢 | 城下町金沢は、寛文・延宝期（1661～1681）にほぼ完成し、その形態は当時の城下町絵図で確認することができる。

都市形成 | 城下町絵図に示される街路網は、小路に至るまで現状とほぼ一致し、城下町の町割や用水路は現在の市街地の街路や街区の構造を決定している。

伝統文化 | 藩政期には、三代藩主前田利常、五代藩主綱紀によって漆工、金工、陶芸などの制作が奨励され、御細工所を設けて工芸品の芸術的な技術水準に高められた。これらの多くは明治以降に旧藩士たちによって商業化され、現在も金沢の主要な生業となっている。

このように、重要文化的景観「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」は、城下町発展の各段階を投影した都市構造を現在まで継承し、街路網や用水路等の諸要素が現在の都市景観に反映されているのみならず、城下町が醸成した伝統と文化による生活文化や生業を中心とした伝統工芸等の店舗が独特の界限性を生み出す貴重な文化的景観であるといえる。



街路



坂



用水



惣構

■重要文化的景観選定区域における特徴的・一体的な界隈性を有する地区（特徴的な街区）



尾張町商店街 / 尾張町振興会
(道路北側)



尾張町商店街 / 尾張町振興会
(道路南側)



旧新町こまちなみ保存区域
(下新町)



旧新町こまちなみ保存区域
(旧上新町)



上今町町会



下今町町会



近江町市場



大親会 (梅本町西横丁)



上博労町町会



西町四明和会 (西町四番丁)



博親会 (下胡桃町)



広坂振興会

一 目 次

巻頭 「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の概要

序章 計画策定にあたって

序-1	計画の役割	1
序-2	計画の範囲	2
序-3	計画の期間	3
序-4	計画策定に至る経過	3
序-5	計画の構成	5

第1章 計画策定の背景

1-1	計画策定の背景	7
1-2	上位計画・関連計画	8

第2章 文化的景観の特性と重要文化的景観の価値

2-1	文化的景観の特性	16
2-2	重要文化的景観の価値	26
2-3	重要な構成要素	33

第3章 重要文化的景観の保全・整備にあたっての現状と課題

3-1	人口減少や少子高齢化	51
3-2	建築物の高さの混在	52
3-3	駐車場・空地の増加	57
3-4	歴史的建築物の消失	59
3-5	自動車利用の増加	60
3-6	伝統産業や伝統的な行事・営みの減少	61
3-7	町場の緑の減少	62
3-8	現状と課題のまとめ	63

第4章 重要文化的景観の保全・整備の将来像

4-1	基本理念	64
4-2	まちづくりの将来像	65
4-3	保全・整備の基本的な考え方	68

第5章 重要文化的景観の保全・整備の方針

- 5-1 城下町に由来する都市構造の継承…………… 70
- 5-2 金沢の生活・生業、界限性の継承…………… 70
- 5-3 都市建築の保存・活用…………… 71

第6章 重要文化的景観の保全・整備の方策

- 6-1 城下町に由来する都市構造の継承…………… 72
- 6-2 金沢の生活・生業、界限性の継承…………… 83
- 6-3 都市建築の保存・活用…………… 97

第7章 重要文化的景観の保全・整備の推進に向けて

- 7-1 方策の実現に関連する取り組みの状況と見直し等について…………… 107
- 7-2 推進体制…………… 120
- 7-3 重要文化的景観の保全・整備に関連する事業…………… 124

序章 計画策定にあたって

序－１ 計画の役割

（１）計画の目的

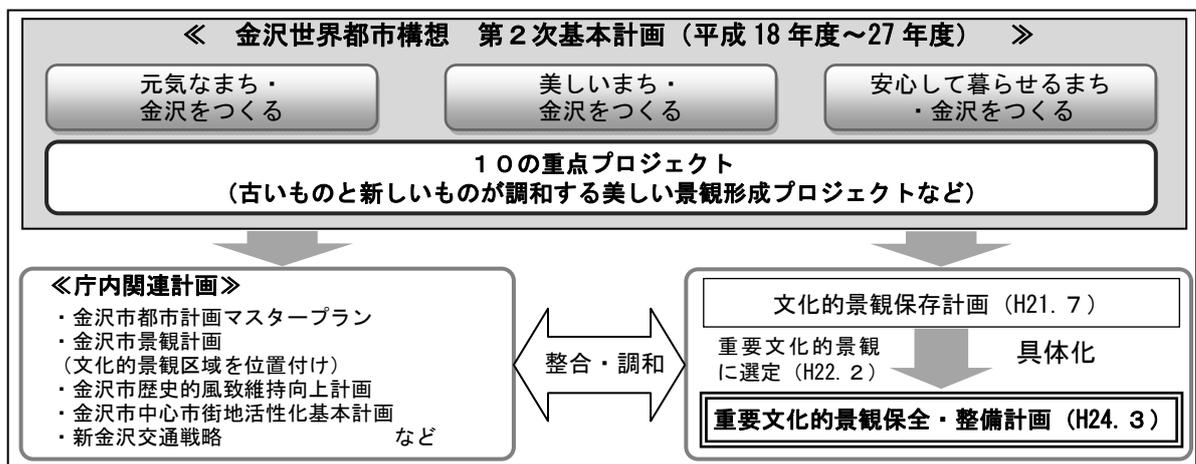
平成 22 年（2010）2 月に「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」が重要文化的景観に選定された。重要文化的景観は、文化財保護法第二条第 1 項第五号よると、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされている。重要文化的景観「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」は、我が国における城下町発展の各段階を投影した都市構造を現在まで継承し、街路網や用水路等の諸要素が現在の都市景観に反映されるとともに、城下町が醸成した伝統と文化による生活文化や生業を中心とした伝統工芸等の店舗が独特の界限性を生み出す貴重な文化的景観である。このような金沢の個性ある文化的景観を、地域で守り、次世代へと継承していかなければならない。

本計画は、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」という生きた文化財を磨き、新たな景観整備の考え方を創造し、藩政期由来の都市構造や生活文化を継承しつつ、将来に向けて望ましい文化的景観を保全・整備することを目的に策定するものである。

（２）整備計画の位置づけ

重要文化的景観の保全・整備に向けては、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化 保存計画書」（平成 21 年 7 月金沢市作成）で示しているように、既存の法令等や金沢市景観計画で定める行為規制、各種事業の展開により、有形・無形の諸要素を保全・整備しているところである。また、「旧城下町区域」及び「卯辰山区域」については、文化的景観区域に位置づけており、景観形成基準に基づく規制・誘導により、歴史都市にふさわしい魅力的な景観形成を進めている。

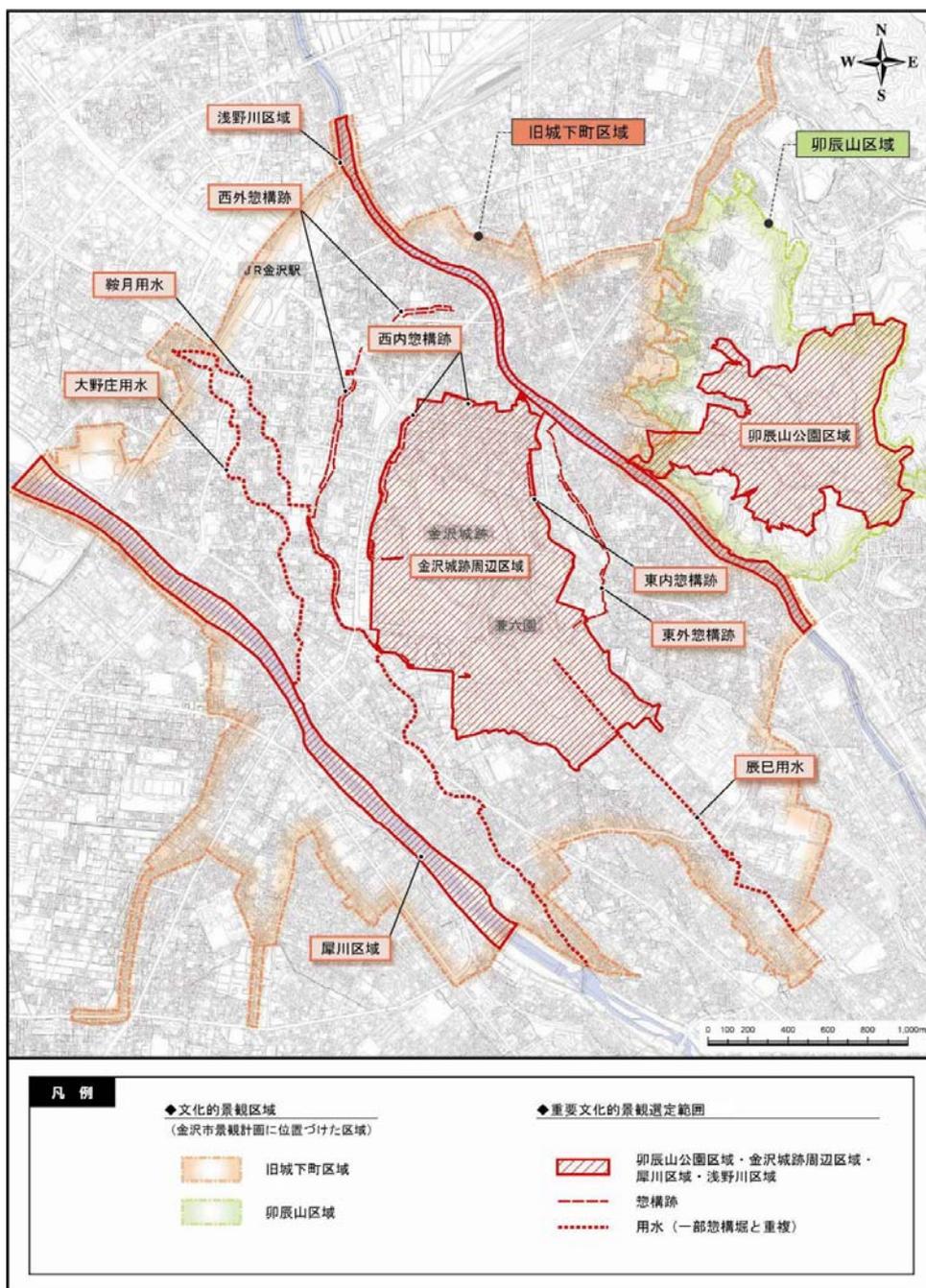
本計画は、重要文化的景観の特性をより高めるため、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化 保存計画書」の概念や方針を基本としつつ、重要文化的景観の価値を活かしたまちづくりの将来像及び保全・整備の基本的な考え方を示した上で、その具体的な方策を明らかにするとともに、既存法令や計画の見直しを提言している。計画策定にあたっては、本市の基本計画である「金沢世界都市構想 第 2 次基本計画」を具現化するための計画の一つとして位置づけ、特に関連性の高い「金沢市都市計画マスタープラン」、「金沢市景観計画」、「金沢市歴史的風致維持向上計画」、「金沢市中心市街地活性化基本計画」など庁内関連計画との整合・調和を図った。



本計画の位置づけ

序-2 計画の範囲

本計画は、「金沢市景観計画」に位置づけた「文化的景観区域」の中でも、日本を代表する城下町空間とその文化に関係した景観の重層性や象徴性、場所性、一体性を特に示す区域である「重要文化的景観選定区域」を対象とする。具体的には、金沢城跡や兼六園を中心に概ね近世城下町形成の初期段階の範囲にあたる内惣構の内側を目安とした「金沢城跡周辺区域」と、その後背地の自然景観と重なる「卯辰山公園区域」の2区域、ならびに「犀川」・「浅野川」・「大野庄用水」・「鞍月用水」・「辰巳用水」、「惣構跡」などの構成要素を含む範囲とした。



文化的景観区域及び重要文化的景観選定区域図

出典：「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」保存計画書

序－3 計画の期間

本計画の計画期間は、策定から10年間である平成24年度～平成33年度とする。

序－4 計画策定に至る経過

本市は、世界遺産登録の暫定リスト入りを目指すため、平成18年（2006）12月に提案書「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」を文化庁に提出し、文化的景観を構成資産と位置付けた。平成19年度より文化的景観保存調査事業を実施し、その後、調査報告書の作成や保存計画書の策定などを踏まえ、平成22年2月に「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」として重要文化的景観に選定された。

平成22年6月からは、本計画の策定に向けて、金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会を設置し、平成22年度に2回、平成23年度に4回、計6回の委員会を開催した。また、文化的景観について専門的に検討する研究会として、金沢市重要文化的景観整備計画研究会を設置し、平成22年度に3回、平成23年度に3回、計6回の研究会を開催した。

重要文化的景観保全・整備計画策定に関する取り組み経過一覧

	年 月	項 目
平成21年度以前	平成18年 11月	・世界遺産暫定候補提案書「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」を文化庁に提出（継続審議となる）
	平成19年 4月～	・文化的景観保存調査事業を実施
	平成21年 7月	・重要文化的景観「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」を国に選定申出
	平成22年 2月	・文部科学省より「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」が重要文化的景観に選定
平成22年度	6月	□平成22年度 第1回金沢市重要文化的景観整備計画研究会開催 ■平成22年度 第1回金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会開催
	11月	□平成22年度 第2回金沢市重要文化的景観整備計画研究会開催
	平成23年 1月	□平成22年度 第3回金沢市重要文化的景観整備計画研究会開催
	2月	■平成22年度 第2回金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会開催
平成23年度	4月	■平成23年度 第1回金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会開催
	4～6月	○重要な構成要素の所有者等へのヒアリング
	5月	□平成23年度 第1回金沢市重要文化的景観整備計画研究会開催
	7月	□平成23年度 第2回金沢市重要文化的景観整備計画研究会開催 ■平成23年度 第2回金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会開催
	9月～10月	○地元（旧新町、大手町等）との意見交換会開催
	10月	□平成23年度 第3回金沢市重要文化的景観整備計画研究会開催
	11月	■平成23年度 第3回金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会開催
	平成24年 2月	■平成23年度 第4回金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会開催 ・金沢市重要文化的景観保全・整備計画の内容についてパブリックコメントを実施

■：検討委員会、□：研究会、○：地元協議

金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会・研究会 委員名簿（敬称略 五十音順）

	氏名	所属団体・役職名	専門部門	備考
1	上杉 和央	京都府立大学准教授	歴史地理学	○
2	宇佐美 孝	金沢市近世史料館専門員	近世史	○
3	川上 光彦	金沢大学教授	都市計画	
4	黒川 威人	金沢美術工芸大学名誉教授	環境デザイン・パブリックデザイン	
5	小浦 久子	大阪大学大学院准教授	都市計画・環境デザイン	○
6	小林 忠雄	北陸大学教授	都市民俗学・民俗芸術学	◎
7	小林 史彦	金沢大学講師	都市計画・景観計画・ 歴史的環境保全計画	○
8	竺 覚暁	金沢工業大学教授	建築論・西洋建築史・近代建築史・ 科学技術文化史	
9	鏑 隆弘	金沢美術工芸大学教授	環境デザイン・造園学	○
10	西村 幸夫	東京大学教授	都市計画	委員長
11	馬場先 恵子	金沢学院大学教授	都市環境計画	○
12	森 俊偉	金沢工業大学教授	建築設計・都市デザイン・地域計画	●

※平成 24 年 3 月時点

◎：研究会代表、○：研究会委員、●：研究会オブザーバー

オブザーバー	井上 典子	文化庁 文化財部 記念物課 調査官	平成 23 年 9 月まで
〃	市原 富士夫	文化庁 文化財部 記念物課 調査官	平成 23 年 10 月より



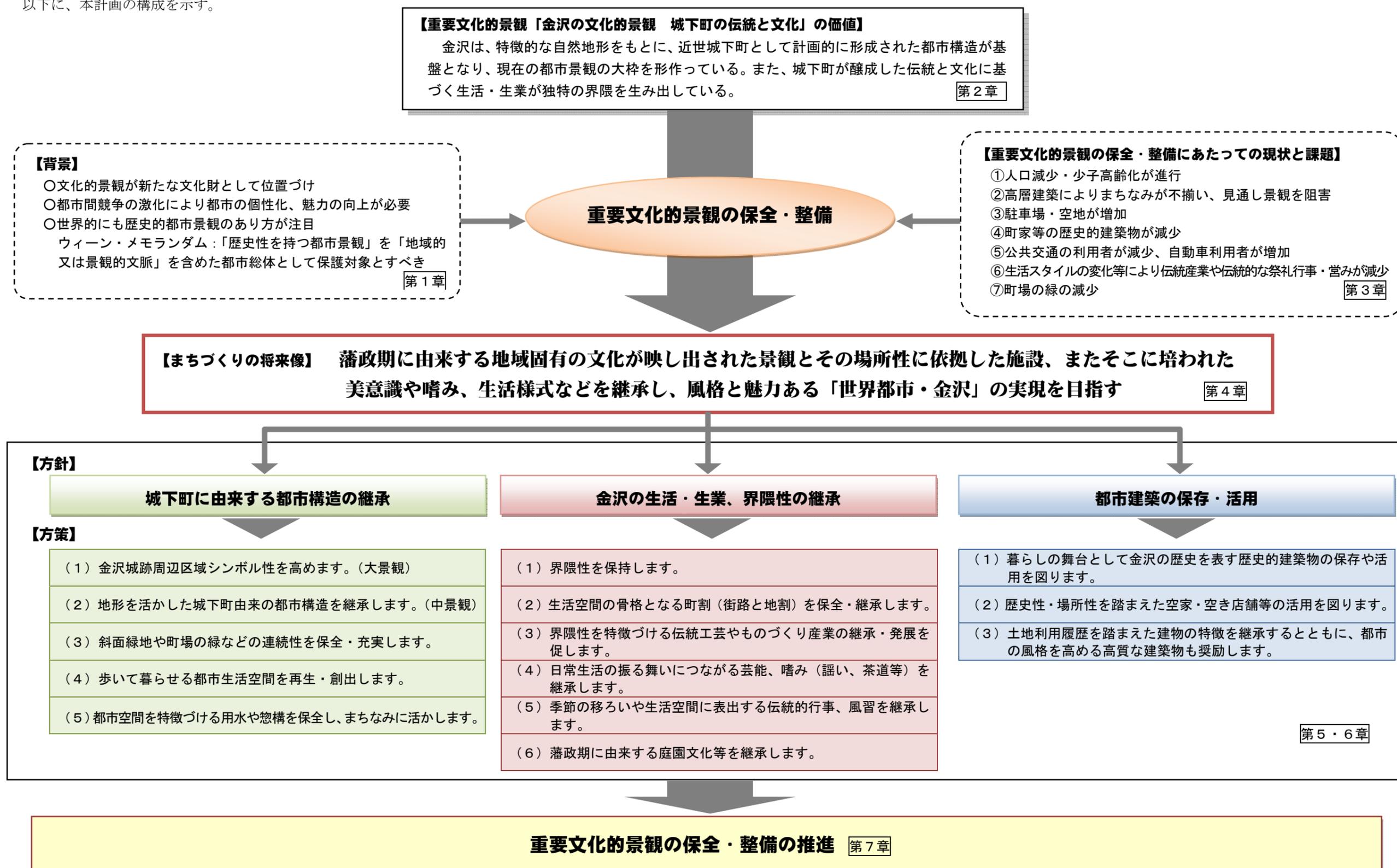
整備計画検討委員会開催状況



整備計画研究会開催状況

序-5 計画の構成

以下に、本計画の構成を示す。



計画の体系図

第1章 計画策定の背景

1-1 計画策定の背景

金沢市は、全国で初めて魅力あるまちなみ等を守るための「金沢市伝統環境保存条例」を昭和43年に制定し、その後、平成元年には「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」へと発展させ、美しく魅力ある景観形成を進めてきた。さらに、金沢の個性と魅力ある景観を磨き高めるために、数多くの市独自の条例を制定し、全国のなかでも先進的に取り組んできた。しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、金沢における個性と魅力ある景観を守り高めていく上で、様々な課題や問題が生じてきている。このような状況のなかで、国は平成16年に「景観法」を制定し、また、「文化財保護法」の一部改正により、新たな文化財の種類として「文化的景観」を位置づけた。その後、平成21年には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」を施行した。これに呼応した形で、本市では平成21年1月に歴史まちづくり法に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、第1号の計画認定を受け、平成21年3月には景観法に基づく「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定するとともに、平成22年2月に重要文化的景観「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の選定を受けた。

都市間競争の時代ともいわれる現在、各都市の個性や魅力は、都市を価値づける重要な要素の一つとなっている。こうした状況のなかで、都市の個性化を図りその魅力を高めることは極めて重要であり、それを支える重要な基盤として歴史を活かした景観まちづくりがあげられ、その一つとして文化的景観を位置づけることができる。

金沢固有の文化的景観を保全・整備することは、金沢の個性と魅力が大いに高まることにつながると期待でき、そのことにより、金沢が国内外に通じた日本を代表する歴史都市の一つとして、広く世界に情報発信することになる。

なお、海外では世界遺産と社会資本整備の関係について、長年検討されてきており、近年では、ウィーンやサンクトペテルブルグにおいて、世界遺産周辺での高層ビル計画、都市再開発事業に対する景観保全のあり方が問題視され、ユネスコ世界遺産委員会の場でも取り扱われた。2005年には、ウィーンにおいて世界遺産都市での高層ビルと現代建築の制限、運用に関する原則と基準の策定を目的とした国際会議「世界遺産と現代建築－歴史的都市景観の管理－」が開催され、歴史的都市景観の定義と保護のあり方、都市開発に関する原則と基準などをまとめた「ウィーン・メモランダム」が報告された。ウィーン・メモランダムは、都市保全において、従来、使用されてきた歴史的地区等の概念を超え、都市を地域的又は景観的文脈を含めた総体として保護対象とすべきであるという点を指摘しており、世界的にみても歴史的都市景観のあり方が注目されている。

1-2 上位計画・関連計画

本市ではこれまで、都市計画、住宅、景観、交通など様々な分野の施策を講じている。本計画では、これらの取り組みと連携しながら、将来に向けて望ましい文化的景観形成を図るため、関連する計画の概要を整理する。

(1) 金沢世界都市構想 第2次基本計画（平成18年3月策定）

【目的】

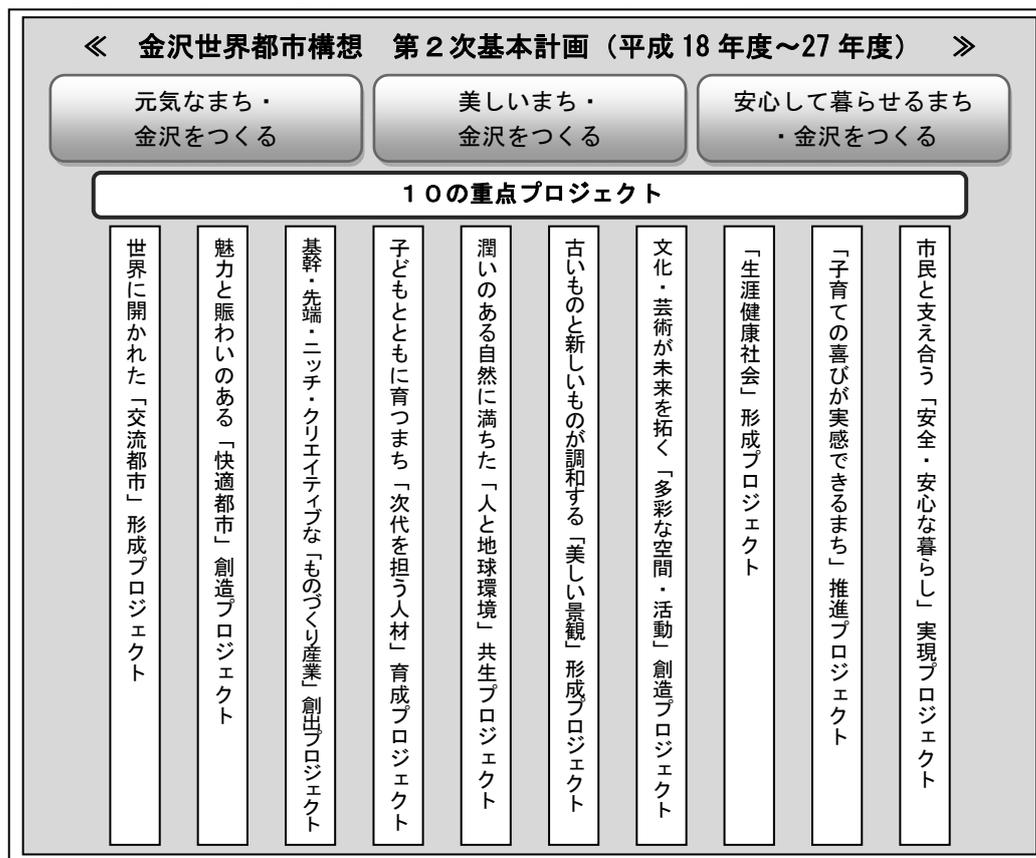
金沢固有の自然や歴史、文化を礎としながら、それらを磨き高めるとともに、これまでの基本計画の実施によって新たに蓄積された資産を生かすことで「世界都市・金沢」の実現を目指す。

【計画期間】

平成18年度～平成27年度

【内容】（※重要文化的景観選定区域に関連する事項）

「元気なまち」、「美しいまち」、「安心して暮らせるまち」の3つの目標を掲げ、金沢をつくることとしている。また、この3つの目標を実現するため、10の重点プロジェクトを掲げ、数値目標を示している。文化的景観に関連する重点プロジェクトとしては、『古いものと新しいものが調和する「美しい景観」形成プロジェクト』『文化・芸術が未来を拓く「多彩な空間・活動」創造プロジェクト』『市民と支え合う「安全・安心な暮らし」実現プロジェクト』を掲げている。



世界都市金沢の実現に向けた3つの目標と10の重点プロジェクト

出典：金沢世界都市構想 第2次基本計画より作成

(2) 金沢市都市計画マスタープラン 2009 (平成 21 年 10 月策定)

【目的】

金沢市の総合的な指針である「金沢世界都市構想」および県が定める金沢都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」を踏まえ、概ね 20 年後を想定した金沢市の将来像を示すとともに、今後の金沢市における土地利用の基本方針、道路・公園などの都市施設の整備方針などを明らかにする。

【計画期間】

平成 21 年～平成 37 年

【内容】(※重要文化的景観選定区域に関連する事項)

○将来の都市像

中心市街地ゾーン : 中心市街地活性化基本計画の対象区域を「中心市街地ゾーン」として位置づけ、歴史的資産の保存・活用に努めるとともに、定住促進、商業・業務の活性化、交流人口の拡大、公共交通を優先した歩行者中心の交通政策の推進を積極的に進めることにより、にぎわいと活力のある風格を備えた中心市街地の実現を進める。

歴史・文化ゾーン : 中心市街地ゾーンを基本に、城下町としての都市構造やまちなみの保全を目指して、各種制度や事業を活用して金沢の歴史性に基づく景観の保全、創出を推進する。

○都市づくりの方針

都市環境整備の方針 : 都市全体の形態を整序していくために、自然地形や歴史的遺構との整合、眺望景観の確保などに配慮して高さの誘導を推進する。

○重点地区のまちづくりの方針

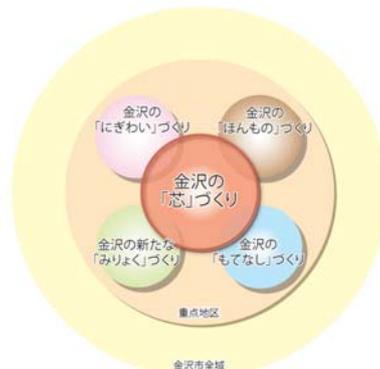
旧城下町区域 : 旧城下町区域を金沢の都市づくりを牽引する「芯」として位置づけ、「にぎわい」、「ほんもの」、「みりよく」、「もてなし」を創造する。旧城下町区域としての都市基盤、長年蓄積された伝統文化及び藩政期から継承されている市民の暮らしに培われた金沢固有の文化的景観の保存を図る。

○地域別のまちづくり

中央地域 : 歴史的文化と近代的文化が調和した活力ある城下町金沢の都心。

○新たに取り組むべき課題

歴史・文化・伝統の視点から「建築物高さの混在解消」が課題となっている。



重点地区のまちづくりテーマイメージ

出典：金沢市都市計画マスタープラン 2009

(3) 金沢市中心市街地活性化基本計画（平成19年5月策定）

【目的】

人口減少、少子高齢社会を迎え、都市の拡大成長から既存ストックの有効活用と都市機能の集積促進を目指す方向へと、都市政策の理念・制度の転換が図られているが、本市においても、藩政期から有してきた多様な都市機能がコンパクトに集積されてきた都市構造、歴史、文化、伝統といった既存ストックを活かしながら、「人が住まい、集い、にぎわう」美しいまちづくりを一層進めていく必要がある。これまでの取り組み、課題等をふまえ、金沢が今後も北陸地域における拠点の都市であり続けるため、基本的な方針に基づき中心市街地活性化を推進する。

【計画期間】

平成19年5月～平成24年3月

【内容】（※重要文化的景観選定区域に関連する事項）

○基本的な方針

- ・古いものと新しいものが調和する美しいまちづくりの推進
- ・中心市街地の良さを活かした住環境づくりの推進
- ・魅力ある商店街とにぎわいあるオフィス街の形成
- ・多様な人々が集う交流活動の推進
- ・歩行者、公共交通を優先したまちづくりの推進

(4) 金沢市住生活基本計画（平成21年5月策定）

【目的】

住宅・住環境における課題に的確に対応し、市民の更なる住生活の安定および向上を図ることを目的として、都市計画、土木、福祉、教育などの他分野とも連携した、体系的かつ効率的な住宅政策を推進する。

【計画期間】

平成21年度～平成27年度

【内容】（※重要文化的景観選定区域に関連する事項）

○目標

- ・安全・安心で良好な暮らしを実感できる金沢の住まい・まちづくり
- ・歴史・文化と調和した活力ある金沢の住まい・まちづくり
- ・人と自然にやさしい心豊かな金沢の住まい・まちづくり

○まちなか区域の目標

過度に自動車に依存しない、利便性や魅力ある商業集積の展開と活気あるオフィス街の形成、さらに、防犯、コミュニティ、防災の施策など、都市基盤および都市機能の充実を図ることによって、暮らしやすいコンパクトなまちづくりの実現を目指す。

○まちなか区域の主な重点施策

- ・空き家の有効活用
- ・地区計画・まちづくり協定による良好な住宅地の誘導
- ・まちなかにおける地域コミュニティの再生
- ・優良町家の認定および(仮称)金澤町家地区の指定 など

(5) 新金沢交通戦略（平成19年3月策定）

【目的】

少子高齢化の進展、環境対策の推進、まちなかの賑わい創出などの観点から、公共交通の利便性向上がますます重要になっているため、本市では北陸新幹線の金沢開業を見据え、具体的な行動計画を定めることで、公共交通の利便性向上や歩けるまちづくりなどを推進する。

【計画期間】

平成19年度～平成27年度

【内容】（※重要文化的景観選定区域に関連する事項）

○まちなかゾーン（歩行者・公共交通優先ゾーン）の基本方針

- ・路線バス、ふらっとバス等により、ゾーン内についてはマイカーがなくても移動可能な、極めて高水準（便数・料金・快適性など）の域内モビリティを確保する。
- ・公共交通の利便性が極めて高いことから、ゾーン外からの来街やゾーン内での移動は、マイカーではなく公共交通の利用を原則とする。
- ・まちなかの賑わいは人々が歩いてこそ実現するという観点から、ゾーン内では歩けるまちづくりを推進する。



まちなかゾーンの具体的な施策

出典：新金沢交通戦略

(6) 金沢市景観計画（平成21年7月策定）

【目的】

景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為の制限に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観を継承・発展させることを目的とする。

【計画期間】

平成21年～

【内容】（※重要文化的景観選定区域に関連する事項）

〈尾張町地区〉伝統環境調和区域-景趣調和区域

〈尾張町・大手町地区、十間町・尾山町地区〉伝統環境保存区域-歴史文化象徴区域

〈彦三町・尾張町地区〉伝統環境保存区域-伝統的街並み区域

上記の区域内では、すべての規模の行為において届出が必要で、区域別の景観形成方針・基準に適合しなければならない。

(7) 金沢市歴史的風致維持向上計画（平成21年11月策定）

【目的】

金沢には歴史の中で培われてきた伝統文化や伝統技術によって形成された歴史的建造物や美術工芸品など、歴史文化遺産が現在も数多く残されている。今後さらに金沢の個性を磨き・高めていくため、これらの歴史文化遺産を保存・活用しながら、金沢の歴史的風致を後世に伝えていくことを目的とする。

【計画期間】

平成20年度～平成29年度

【内容】（※重要文化的景観選定区域に関連する事項）

○基本方針

- ①歴史的風致を形成する文化財建造物に代表される多様な歴史的建造物の積極的な保存と活用を図る。
- ②歴史的風致を形成する伝統的建造物群に代表される歴史的なまちなみを保全し、周辺環境の調和を図る。
- ③まちづくりと連携して文化財等の周辺環境を一体として保全を図る。
- ④歴史的風致に息づく伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、育成を図る。

(8) 金澤町家継承・利用活性化基本計画（平成20年3月策定）**【目的】**

金沢の歴史・伝統・文化を伝える貴重な資源である「金澤町家」を、維持・継承することによって伝統的なまちなみを保存するとともに、町家を積極的に利用することにより維持・再生を図り、個性豊かで魅力的なまちづくりを推進することを目的とする。

※「金澤町家」：金沢市内に立地する昭和25年以前に建てられた歴史的建築物で、町家、武士系住宅、近代和風住宅のいずれかの建築様式を有するものを指す。

【計画期間】

平成20年度～平成29年度

【内容】（※重要文化的景観選定区域に関連する事項）

尾張町界隈を含む「まちなか区域」及び「伝統環境保存区域」が計画の対象区域

○主な施策

- ・モデル町家の整備
- ・優良町家の認定
- ・耐震化の促進
- ・町家の流通拡充
- ・文化財、保存建造物等への指定・登録
- ・こまちなみ保存の推進
- ・まちづくり協定等の締結の推進
- ・技術の継承と人材育成
- ・市民意識の啓発・高揚
- ・地域交流の場としての活用 など

(9) 金沢市緑の基本計画（平成21年3月策定）**【目的】**

金沢市の有する緑の特性や、本市固有のまちづくり・景観形成施策などの独自性を踏まえ、金沢市の緑に関する全般な基本方針を定めることを目的とする。

【計画期間】

平成20年～平成37年

【内容】**○基本理念**

「ひと・まち・文化・歴史が織りなす 緑あふれる都市づくり」

金沢市に蓄積された歴史的・文化的環境を活かしながら、多様で豊かな緑の環境を保全、活用さらに創出し、金沢らしさと快適で潤いのある都市を形成する。

○基本施策

- ①自然と歴史が織りなす緑をまもり、いかす（緑の保全と活用）
- ②緑あふれる都市をつくる（緑の創出）
- ③緑の輪をひろげる（緑のネットワーク）
- ④緑と親しみ、緑をつたえる（緑化活動の推進）

(10) 金沢市環境基本計画（第2次）（平成21年3月策定）

【目的】

金沢市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、長期的な視野に立った共通目標を掲げ、本市で生活や活動を行う人々が環境保全に関連する行動を進める際の基本的な方向を示すことを目的とする。

【計画期間】

平成21年度～平成30年度

【内容】

○基本理念

持続可能な都市「金沢」をつくる

○基本目標

- ①潤いのある都市「金沢」をつくる
- ②環境への負荷が少ない都市「金沢」をつくる
- ③市民・事業者・市が力をあわせて取り組む都市「金沢」をつくる

(11) 金沢市魅力発信行動計画（平成19年12月策定）

【目的】

北陸新幹線の開業に向けて、その開業効果を最大限に引き出すために、戦略的かつ計画的に新幹線に対応した各種施策に取り組む具体の行動計画を策定することを目的とする。

【計画期間】

平成19年度～平成25年度

【内容】

○施策の方向性

- ①国内外から多くの人々が来街したくなるような“魅力あるまち”をつくる
- ②“まちの賑わいを創出”する
- ③“便利で移動しやすいまち”にする
- ④金沢の“魅力を発信”する
- ⑤市民との協働による“もてなし力の向上”

○文化的景観に関連する主な施策

- ・金沢が培ってきた文化の継承・活用・育成（文化的景観の保全、歴史遺産を活用したまちの魅力向上等）
- ・豊かな都市環境の維持・活用（無電柱化の推進、まちなか歴史的用水の再生等）
- ・まちの賑わい創出・ものづくり基盤の強化（クラフトのビジネス化の推進、ものづくり産業の育成等）
- ・プロモーションの強化（来街者への情報提供・案内表示の充実）

(12) 金沢市協働推進計画（平成19年3月策定）

【目的】

持続的に発展を続ける市政を実現するために、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、よきパートナーとして連携、協働して課題を解決することを目的とする。

【計画期間】

平成19年度～平成28年度

【内容】

○計画策定の基本的な考え方

①情報の公開と共有

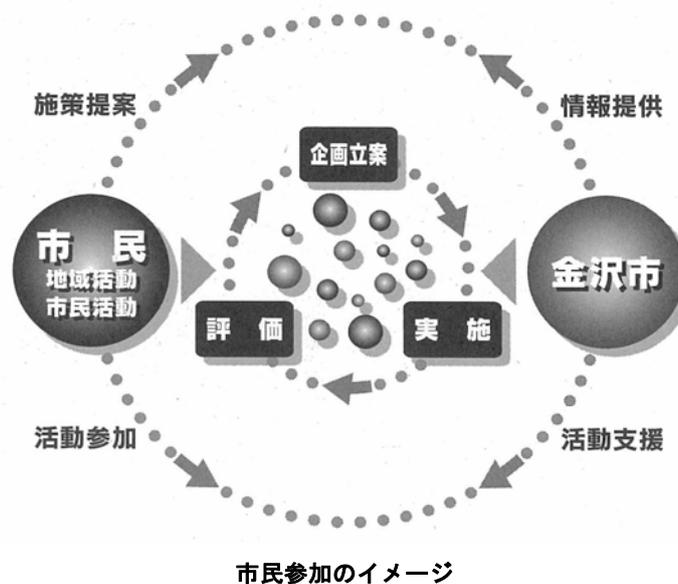
計画づくりの過程から、幅広い市民参加の機会を設け、市民と行政がともに情報を公開し、共有し合う。

②意識向上と相互協力

市民と市職員それぞれが、市民参加と協働に対する意識を高め、お互いに足りないところを補い、協力し合って事業を実施する。

③環境の整備

市民の市政への参加を促進し、市民と行政が信頼し合える環境を築くために、意識づくり、環境づくり、仕組みづくりを基本とした協働のまちづくりの推進を目指す。



出典：金沢市協働推進計画